



平成 26 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社リアルビジョン  
代 表 者 名 代表取締役社長 池畑 勝治  
(コード番号 6786 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 齊藤 順市  
(TEL : 0 4 5 - 4 7 3 - 7 3 3 1)

株式会社 SOL Holdings に対する貸付金の一部回収及び  
債務弁済承認契約締結に関するお知らせ

当社は、当社を貸主、株式会社 SOL Holdings（以下、「SOL」という。）を借主とした平成 25 年 4 月 8 日付け金銭消費貸借契約（貸付金 310,000 千円、金利：年利 1.15%、弁済期：平成 26 年 4 月 8 日、以下、「原契約」という。）に基づき、平成 26 年 4 月 8 日に契約更改した債務弁済承認契約（契約締結日：平成 26 年 4 月 8 日、更改後弁済期日：平成 26 年 5 月 8 日、更改後金利：年 1.15%、以下、「1 回目弁済期日延長契約」という。）における貸金債権を有しておりますが、平成 26 年 5 月 8 日付けで SOL より原契約に基づく貸付金の元金返済分として金 40,000 千円の返済を受ける予定であり、残元金 160,000 千円につきましては本日開催の当社取締役会において再度期限の利益を付与するかたちとなりますが、弁済期日を平成 26 年 7 月 8 日まで 2 ヶ月延長する債務弁済承認契約（以下、「2 回目弁済期限延長契約」という。）を SOL との間において平成 26 年 5 月 8 日に契約することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 期限の利益再度付与の経緯

当社は、SOL が株式会社アンビシャスグループ（以下、「アンビシャス」という。）からの当社株式売却代金を原契約における残元金 200,000 千円に対する返済原資とする旨を確認しておりましたが、SOL が発表しました平成 26 年 3 月 28 日付け「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社の異動（譲渡）および資本業務提携解消に関するお知らせ」のとおり、SOL がアンビシャスに譲渡した当社株式 1,582,000 株のうち 675,455 株（譲渡対価：金 297,200,200 円）の譲渡代金の決済について、第三者を振出人、アンビシャスを裏書人とした約束手形（支払期日：平成 26 年 4 月 30 日）でおこなわれたことにより、当社との原契約に基づく約定弁済期日である平成 26 年 4 月 8 日の返済につ

いて、現状の SOL の手許資金による 200,000 千円の返済は厳しく、さらに返済金充実に充てる新たな資金調整は時間的に難しいこと等をうけ、当社は平成 26 年 4 月 8 日開示の「債務弁済承認契約締結に関するお知らせ」のとおり、SOL 側の説明には理由があり弁済期日延長後の平成 26 年 5 月 8 日の本貸付契約に対する元金返済に確実性があること等を慎重に検討したうえで弁済期日を 1 ヶ月延長した平成 26 年 5 月 8 日とする 1 回目弁済期日延長契約を SOL との間で平成 26 年 4 月 8 日に締結しました。

しかしながら、SOL よりアンビシャスからの当社株式売買代金の一部として受領した約束手形が振出人の当座預金残高不足により不渡りとなり、予定していた借入金の返済資金を確保できないため 1 回目弁済期日延長契約における平成 26 年 5 月 8 日の返済が厳しい状況との連絡を平成 26 年 5 月 2 日に受けました。なお、SOL は平成 26 年 5 月 2 日に「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社の株式譲渡に係る譲渡代金決済未了に関するお知らせ」の開示をしております。

平成 26 年 5 月 2 日、当社は、SOL より、借入金の返済原資である当社株式の譲渡先の選定を継続して行うための期間として 2 ヶ月の弁済期日延長の要請を受けるとともに、同時に平成 26 年 5 月 8 日に借入金 200,000 千円に対する一部返済として 40,000 千円の弁済を行い、残債務である 160,000 千円につき改めて弁済期日を平成 26 年 7 月 8 日にする内容の契約を新たに締結したい旨の要請を受けました。

そこで当社は、本日臨時取締役会を開催し、まず、当社の現時点での財務状況の確認を行い、さらに SOL からの借入金の返済が平成 26 年 5 月 8 日から平成 26 年 7 月 8 日まで 2 ヶ月間延長したことによる資金状況の影響を検討した結果、その影響は少なく、さらに当社は、SOL 側からの弁済期日延長に係る説明と SOL が平成 26 年 5 月 2 日に発表した「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社の株式譲渡に係る譲渡代金決済未了に関するお知らせ」をもとに、慎重に検討いたしました。

その結果、SOL は当社株式の売却代金を返済原資とする予定であり、アンビシャスに対する担保権実行後の SOL の当社株式保有数は 1,130,000 株であるため、依然当社貸付金を上回る返済原資を確保していること、SOL はアンビシャスに対して手形債権の保全手続きに着手する予定であること、さらに SOL よりアンビシャスに対して平成 26 年 5 月 2 日付けで担保権実行手続きに着手し平成 26 年 5 月 7 日に完了した旨の連絡を当社が受けていること、SOL が当社からの借入金について今回 2 回目となる弁済期日延長契約の返済期日である平成 26 年 7 月 8 日に係らず返済原資確保時には早期に返済する意向を示していること、今回 SOL 側より 5 月 8 日付けでの 40,000 千円の元金返済の提示を受けていること等を総合的に判断したうえで今回 2 回目の弁済期日延長契

約となるため金利を従前の年利 1.15%から 1.46 倍の年利 1.68%に改定し、新たに遅延損害金を年利 1.88%とする条項を原契約に設置することを当社側の条件とし、平成 26 年 5 月 8 日に SOL との間において、貸付金 160,000 千円につき弁済期日を 2 ヶ月間延長することを目的とした 2 回目弁済期日延長契約を締結する旨の決議を致しました。

## 2. 公正性を担保するための手続きについて

SOL に関しましては平成 26 年 3 月 31 日を以て資本業務提携を解消し、当社のその他の関係会社から外れましたが、SOL が開示しました平成 26 年 5 月 2 日付け「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社の株式譲渡に係る譲渡代金決済未了に関するお知らせ」にあるとおりアンビシヤスは SOL に対して当社株式売買代金の一部につき、第三者を振出人とする約束手形で支払っているものの、当該約束手形が不渡りとなり SOL とアンビシヤスの間において当社株式売買代金の一部が未収状態となっている状況で、SOL は当社株式 1,130,000 株の担保権を実行する旨を開示しており、そして、本日、当社は SOL よりアンビシヤスが保有する当社株式 1,130,000 株につき担保実行手続きが完了し当社株式 1,130,000 株を取得したとの回答を得ています。

これを受けて当社が本日開示しました「主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社は、アンビシヤスから SOL に異動しましたので、今般の SOL との弁済期日延長に係る 2 回目弁済期日延長契約につきましては、公正性を担保するために以下の手続きを行っております。

### (公正性を担保するための措置)

当社は、SOL と締結する 2 回目弁済期日延長契約につき公正性を担保するため、当社取締役会は独立役員である若尾取締役（弁護士）に対し、当社と SOL との間における原契約締結日を起点とした現在までの SOL からの返済状況、交渉経緯、前回の債務弁済契約締結における SOL の返済案の妥当性、今後の返済における SOL による返済原資確保の確実性、新たに弁済期日を 2 ヶ月延長する期間の必要性、継続した SOL の返済能力としては今回の約束手形不渡りを受けたことにより 1 回目弁済期日延長契約で定めた平成 26 年 5 月 8 日までに新たな資金調達や手許資金等による当社貸付金への弁済金確保は厳しいものの、当社株式譲渡による資金調達の返済案に具体性があること等を踏まえ、2 回目弁済期日延長契約について意見を求めたところ、若尾取締役より、SOL 側から当社株式 1,130,000 株を返済原資とすることを前提に継続して当社株式譲渡先の選定を行うことを確認していること、さらに平成 26 年 5 月 2 日時点での当社株式の担保価値として当社株式の同日終値である 1 株 155 円換算で SOL が所有する当社株式が 175,150 千円の価値があること、SOL からの過去の返済状況、期日延長要請に至る諸般

の事情には十分な理由と裏付け資料もあり、今回一部ではあるものの 40,000 千円の元金返済もあり残債務 160,000 千円へ元金圧縮になること、金利の引上げ及び遅延損害金条項の新たな設置を行うこと等から、新たに期限の利益を付与することに対して著しく当社に不利益はなく、手続きおよび当社資金面に関し特段の問題はない旨の意見をいただいております。

(利益相反を回避するための措置)

当社は、本日開催した取締役会において、独立役員である若尾取締役の意見を踏まえ、本取引に関する審議および決議を行いました。なお、当社代表取締役池畑勝治および当社取締役宮嶋淳につきましては、利益相反となり得る立場（池畑勝治は SOL の取締役を兼務しており、宮嶋淳は SOL の代表取締役社長を兼務しております。）にあることから、本取引に係る取締役会決議に関しましては、会社法第 369 条（議決に加わることのできる過半数の取締役）の規定に基づく定足数を確実に満たすという観点から、両氏を除く取締役 3 名および全監査役による審議並びに両氏を除く取締役 3 名による決議を行っております。

### 3. 今後の見通し

今回の SOL との 2 回目弁済期日延長契約締結による当社の連結業績への影響はございません。

問合せ先

電話：045-473-7331 管理部 齊藤、中原

電子メール：[info@realvision.co.jp](mailto:info@realvision.co.jp)

注) 本文中の各企業名、製品名等は、それぞれの所有者の商標あるいは登録商標です。

以上